

ご旅行条件書

※お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

この宿泊プランの手配は下記の条件によりお引き受けいたします。
また、このご案内に記載のないことは、「募集型企画旅行契約約款」によります。
当生協では 個人・グループのお客様とのご契約に際しまして次の料金を申し受けますのでご了承のほどお願い申し上げます。

取消・変更について

お客様の都合により変更または取消のお申し出があったときは宿泊施設の定める取消料を申し受けます。

取消料について

＜宿泊のみご予約になった場合＞

予約を取り消された場合は、すべての宿泊日を対象とした旅行代金に対して次の率による取消料をいただき残額を払い戻します。払い戻しについては、宿泊日から1ヶ月以内にお申し出ください。宿泊当日、券面人員が減少した場合は、ご宿泊の施設にて証明をお受けいただけます。この場合、お申し込みの当生協で所定の払い戻しをいたします。

取消料（宿泊のみご予約になった場合）

当日14時以降 または無連絡の場合	当日14時まで	前日	2～7 日前	8～10 日前
100%	50%	40%	30%	20%

当生協の責任及び免責事項

- 当生協は、受注型企画旅行契約の履行に当たって当生協又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。
ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当生協に対して通知があったときに限ります。
- お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当生協又は当生協の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当生協はその損害を賠償する責任を負うものではありません。
 - 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により生ずる損害
 - 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 官公署の命令のために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 自由行動中の事故
 - 食中毒
 - 盗難
 - 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更のために生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- 当生協は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当生協に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当生協に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。

記載の宿泊料金並びに各種料金は、2026年8月1日現在の料金を基準としています。
旅行条件は2026年8月1日を基準としています。